# 万一、口蹄疫が発生した場合の初動防疫措置

県は、知事を本部長とする対策本部を設置し、家畜保健衛生所が中心となって、 市町村、関係団体とともに、発生農場と周辺地域で、初動防疫措置を実施します。

### 【発生農場】

#### 1 通報の受理、農場への立入

- 家畜保健衛生所は、異常家畜の通報を受理してから、 原則2時間以内に農場に到着します。
- それまで、家畜の繋留、部外者の立入禁止、自らの外出自粛を お願いします。

#### 2 口蹄疫の診断

- 家畜保健衛生所は、口蹄疫を診断するため、<mark>臨床検査を行い、 検査材料を採取します</mark>。
- 診断は、国の機関(東京都)で行います。

#### 3 家畜の殺処分・埋却

● 口蹄疫と診断すると、家畜の殺処分を24時間以内に行い、 72時間以内に、農場が用意した埋却地に、死体や汚染物を 埋却します。

# 4 農場の消毒

● 埋却後、1週間以上の間隔をおいて計3回実施します。

### 【周辺地域】

# 1 移動制限区域等の設置

- 移動制限区域(発生農場から半径10km以内)、 搬出制限区域(同10~20km以内)
- 家畜、生乳、排泄物などの移動を制限します。

# 2 消毒ポイントの設置

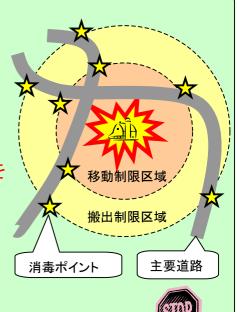
● 主要道路に消毒ポイントを設置し、通行する車両などを 消毒します。

### 3 周辺地域の調査

● 移動制限区域、搬出制限区域内の農場を対象に、 立入検査、電話聞取り調査を行い、周辺地域で異常が ないか調査します。

# 4 農場における侵入防止対策

● 農場、車両の消毒、専用の着衣・履物の着用などを 徹底します。





### 口蹄疫の侵入防止のため、日頃から、農場の衛生管理に努めましょう。

- 1 農場への部外者の出入りを制限すること
- 2 農場に出入りする者は、<u>農場専用の衣服や長靴を着用</u>し、<u>手指や着衣の消毒を</u> 徹底すること
- 3 農場に出入りする車両、管理器材等の消毒を徹底すること
- 4 畜舎内、畜舎周囲の農場内敷地の消毒を徹底すること
- 5 <u>毎日、飼養家畜の健康状態を観察</u>し、異常を認めた場合は、直ちに<u>家畜保健衛生</u> 所に連絡すること
- 6 農場への訪問者(氏名、所属、連絡先等)、自らの外出先、消毒の実施状況、飼養 家畜の健康状態などについて、飼養管理日誌を記録すること
- 7 家畜や家畜飼養者が参加する<u>イベントの開催に当たっては、主催者は消毒等の</u> 防疫措置を徹底すること
- 8 万一、発生に備え、家畜や汚染物品の処分に必要な埋却地を確保すること

# 【口蹄疫の臨床症状】

